

南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月18日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第 8 号

南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

南知多町子ども医療費支給条例（昭和48年南知多町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 この条例において「高校生等」とは、「子ども」のうち15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条第4項を削る。

第2条の2第1項中「子ども」を「前条第1項第2号に該当する者」に、「前条」を「同項」に改め、同条第2項中「子ども」を「前条第1項第2号に該当する者」に、「前条」を「同項」に改める。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、高校生等が国民健康保険法の世帯主又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者である場合にあつては、当該高校生等を受給資格者とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。